

第 40 回富山市都市計画審議会会議録

(1) 会議の名称 第 40 回富山市都市計画審議会

(2) 開催の日時及び会場

日時：平成 31 年 3 月 26 日(火) 午前 10 時から午前 11 時 30 分まで

会場：富山市役所 8 階 大会議室

(3) 出席者（委員出席者及び事務局） 別紙のとおり

(4) 議題

議案第 1 号 富山高岡広域都市計画道路の変更について（富山県決定）

・・・ 3・4・278号 富山新駅停車場線の追加

議案第 2 号 富山高岡広域都市計画用途地域の変更について（富山市決定）

・・・ 藤木地区における容積率・建蔽率の変更

議案第 3 号 富山高岡広域都市計画公園の変更について（富山市決定）

・・・ 2・2・202号 星井町公園の名称及び区域の変更

・・・ 2・2・203号 西公文名公園の名称及び区域の変更

・・・ 19号 磯部東公園の廃止

報告 富山市都市マスタープランの見直しについて

(5) 審議概要

事務局：（開会宣言）

事務局：（代理出席者、欠席委員の紹介）

事務局： 現在、審議委員 19 名中、17 名の出席をいただいております。富山市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に規定する定足数に達していただきますことをご報告いたします。

会長：（あいさつ）

今回の署名委員として 2 人の委員をお願いしたいと思います。

委員： 了承。

委員： 了承。

会 長： それでは、これより議事に入ります。議案第 1 号を事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局：（説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集）
（議案第 1 号について説明）

会 長： ありがとうございます。かつて国鉄には停車場という線路がたくさんあり、貨車の入れ替え等も行う施設を大きな駅の近くに持っていて、ここに富山停車場がありました。そこに新駅が造られることで東側に既存の都市計画道路に向けて道路を繋ぎたいという、県の都市計画の提案であります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

委 員： 追加される 1.5m の路肩は車両が入れない自転車専用道路なのか、車両が入れるような道路なのかどちらでしょうか。

事 務 局： 県に確認したところ自転車専用道の設定ではなく、通常の道路と同じで道路交通法に従った自転車通行帯ということです。

委 員： わかりました。

委 員： 既存の細い道路がありますが、富山新駅停車場線との交差点として機能させるのでしょうか。既存の道路は残るのでしょうか。

事 務 局： 現在のところ道路は残る予定ですが具体的にどのような交差点形状になるのか、どのようなかたちで整備されるかはまだ正式には決まっていないということです。

委 員： わかりました。次に、今回は都市計画道路の変更ということですが、県有地のところの用途地域が準工業地域になっており、どのようなものでも建てられる状態だと思います。将来的には開発計画が決まった段階で用途地域の変更を検討されるのでしょうか。

事 務 局： これについても県有地の計画が具体的に整理されていませんので、用途地域の変更あるいは地区計画の設定を検討の材料として準備していきたいと思えます。

委 員： わかりました。最後に、2021 年度くらいに新駅ができる予定ということですが、それに合わせて県有地の開発計画が決まるということですか。それとも駅ができ、その需要をみてから決まるのでしょうか。

事 務 局： 県との事務レベルでの打合せの中では、平成 31 年度には事業者を決めていきたいとの県の見解でした。また、新駅ができた段階で、開発が具体的に決まるかど

うかは確認できておりません。

委員： わかりました。ありがとうございます。

会長： まだ、大きな県有地については、県自体も明確な予定が立っていないということのようです。おそらく駅ができましたら駅前はそれなりのものが立地しうるでしょうから全部が低層の住宅地域になるということはないだろうと思います。その時点で準工業地域というのをどう考えるかは市として考えるということになると思います。特にご意見が無ければ、議案第1号は原案のとおり議決させていただきたいと思います。

委員： 異議なし。

会長： 続いて議案第2号について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： (説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集)
(議案第2号について説明)

会長： ありがとうございます。藤木地区においては、今まで開発が不十分で容積率・建蔽率を少し抑えるようにしていたところを今回良好な開発計画ができたので容積率80%、建蔽率50%としたいということです。

委員： 確認ですが平成29年3月に富山市立地適正化計画を策定しましたが、藤木地区は居住誘導区域に含まれますか。

事務局： 藤木地区は居住誘導区域に含まれています。

委員： わかりました。

会長： ありがとうございます。他にご意見が無ければ、議案第2号は原案のとおり議決させていただきたいと思います。

委員： 異議なし。

会長： 続いて議案第3号について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： (説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集)
(議案第3号について説明)

会長： ありがとうございます。星井町公園と西公文名公園というのは一部公園とし

て使われていない部分があり、公的な施設が存在していたことから、公園の範囲から除外したいということです。磯部東公園も実質的には保育所があり公園としては使われてこなかったため、廃止したいということです。形式的に以前決定した範囲を実態に合わせて不都合がないか検討の上、縮小したり廃止したりしたい、周りにはそれなりの公園があるという説明でした。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

委員： 昭和30年に都市計画公園を決定していることに意味はありますか。また、今回はなぜ星井町公園と西公文名公園の2つなのでしょう。他にもまだあるのでしょうか。

事務局： 昭和30年に戦災復興で、富山市の中心市街地の街区公園が都市計画決定しております。公園の見直しは順番にしており、都市計画決定された公園のうち未着手のものもありますが、地元と合意形成のとれた3公園を今回議題にあげさせていただきました。

会長： まだ4割くらい未整備の部分があり、昔に多く都市計画決定をして将来に備えたのが実質的に使われなくて別の施設が建っているようなケースについて、順次見直しをしているということでしょう。今年度初めての案件でとりあえず3つ出てきたと思います。これから増える可能性があると思います。

委員： わかりました。

委員： 公園に公民館が建っているのがほとんどで、公園として機能を発揮していないものや、未使用の部分は縮小しても問題ないと思います。公園の跡地の位置づけはどうなるのでしょうか。

会長： 縮小は現状のまま公民館や地区センターとして使い、磯部東公園のような全部廃止するような場合どうするのかというご指摘でしょうか。

委員： 縮小したら都市計画公園から外れるということでしょうか。

事務局： 縮小する星井町公園には地区センターがあり、そのまま使います。西公文名公園につきましては神社が建っており、都市計画公園から外れて神社のまま使います。磯部東公園については保育所の跡地になっていますが、今後の位置づけについてはまだ検討中です。

委員： わかりました。

委員： 富山市内には32か所の未整備の都市計画公園が存在しており、今回3か所の見

直しをし、後 29 か所残っているとのことでした。実際には見直しの方針として街区公園から見直しということですが、残り 29 か所の公園の種類の内訳を教えてください。もう一点は今回見直しに当たって基本的な考え方として必要性、実現性等 4 項目を検討の方向性としてあげていますが、それはすべての項目に合致した場合だけ見直すのでしょうか。それとも一つでも重要な項目があれば見直すのでしょうか。

会 長： 4つの原則があるということで、その中で重要性の順番があるのではないかと
いう質問だと思います。

事 務 局： 今回の見直しは県のガイドラインに従って行っており、まず一番重要な必要性
の検討をして必要性が高いか、低いかで判断します。必要性が低いと判断された
場合で自然環境、土地利用の影響について大きいか小さいかの議論になります。
一方必要性が高い場合は実現性の検討をします。実現性の検討についても既存の
建物の移転先の確保ができるか、あるいは公園整備についても一定の費用が掛か
りますのでそれらを考え実現性が高い場合は整備を継続します。課題が大きいと
判断されれば実現性が低いという判断をして、代替機能の検討をします。代替機
能についても充足しているか、していないか判断して充足していなければ公園は
存続します。代替機能が充足していれば自然環境、土地利用の影響が少ないかで
最終的に廃止するか縮小するかという検討になります。
公園の種類の内訳ですが、街区公園が 9 か所、近隣公園が 11 か所、地区公園が
3 か所、総合公園が 6 か所、風致公園が 1 か所、運動公園が 1 か所、緑地が 1 か
所です。

委 員： 街区公園が 6 つ残っているのですから進めていくということですか。

事 務 局： 街区公園や近隣公園、地区公園などの居住地が密集したところから進めていく
予定です。

委 員： わかりました。

会 長： ありがとうございます。大きい公園での一部が未整備というケースが多いの
でしょうか。

事 務 局： 大きな公園で、都市計画公園内に住宅が建っていて未整備というケースもあり
ます。

会 長： ありがとうございます。特にご意見が無ければ、議案第 3 号は、原案のとおり
議決させていただきたいと思います。

委 員： 異議なし。

会 長： 続きまして、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局：（説明資料：富山市都市マスタープランの見直しについて）
（富山市都市マスタープランの見直しについて説明）

会 長： ありがとうございました。事務局からの報告事項について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。特に無いようでしたら、本日の議案事項、報告事項ともに議事は終了しました。これで本日の議題は全て終了となります。

事 務 局： ありがとうございました。（第40回富山市都市計画審議会の閉会の案内）

以上

委員：宮口委員、高山委員、石黒委員、稲葉委員、才木委員、山田委員、中田委員、
秋月委員、押田委員、成田委員、佐藤委員、村上委員、村家委員、福濱委員（代理）、
宮丸委員（代理）、広瀬委員（代理）、長谷川委員（代理）
（計 17 名）

事務局：活力都市創造部長、活力都市創造部次長（技術）、都市計画課長、
公園緑地課長ほか 6 名